

諮問番号：諮問第207号

答申番号：答申第207号

答申書

第1 審査会の結論

福岡市中央福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った住宅扶助特別基準申請却下処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。その理由は次のとおりである。

「住宅扶助特別基準の申請」の却下に異議があるため。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知に沿って適正に行われたものであり、違法又は不当な点は認められない。

よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

住宅扶助の限度額は、生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）別表第3の2に基づき定められているが、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7の4の(1)のオにおいて、「世帯人員別の住宅扶助の限度額によりがたい家賃、間代等であって、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるもの」については、一定の額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこととされている。

ここでいう「世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるもの」とは、具体的には「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38

年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第7の間56において、「世帯員に車椅子使用の障害者等特に通常より広い居室を必要とする者がいる場合、老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合又は地域において保護基準別表第3の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める額(限度額)のうち、世帯人員別の住宅扶助(家賃・間代等)の限度額の範囲内では賃貸される実態がない場合をいう。」と規定されており、個々の世帯の状況が、上記の規定に該当するかどうかについては、保護の実施機関の合理的な裁量に委ねられていると解される。

そして、審査請求人世帯が「世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるもの」に該当するかどうかの判断において、その基礎とされた重要な事実が誤認があること等により重要な事実の基礎を欠くこととなる場合、又は、事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限り、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となるとすべきものと解するのが相当であるといえる(最高裁判所第一小法廷平成18年11月2日判決・最高裁判所民事判例集60巻9号3249頁参照)。

本件について、処分庁は令和3年3月8日にケース診断会議を実施し、審査請求人世帯が課長通知第7の間56の要件に該当しないと判断した上で、本件処分を行っている。以上を踏まえ、本件では、本件処分に先立ち行われた令和3年3月8日のケース診断会議の判断過程について、違法又は不当な点があるかどうか判断していく。

令和2年10月28日に、審査請求人は住宅扶助特別基準に係る申請(以下「本件申請」という。)を行っており、本件申請の理由は、外来患者調査票にあるとおり転居ができないため、特別基準の適用を申請するというものである。

処分庁は審査請求人について病状調査を行っており、A医療機関及びB医療機関の回答には、物件探しについて「できない」、荷造り作業、梱包作業、荷ほどき作業(以下「引越し作業」と総称する。)について「できない」と記載されている。また、C医療機関の回答には、物件探しについて「支援が必要」、引越し作業について「できない」と記載されている。一方、D医療機関の回答には、物件探しについて「自力でできる」、引越し作業について「支援があればできる」と記載されている。

このことについて、処分庁は審査請求人の病状の詳細について再度調査しており、A医療機関及びB医療機関から、物件探し及び引越し作業について、手厚い支援があれば

可能である旨の回答を得ている。

また、処分庁は嘱託医協議及び精神嘱託医協議を行い、病状調査の回答を基に転居が困難といえるかの意見を聴取したところ、嘱託医からは支援があれば引越し作業や転居はできるという回答を得ており、精神嘱託医からは時期を考えれば転居はできるという回答を得ている。

これらを踏まえ、処分庁は、ケース診断会議において、審査請求人の住宅扶助特別基準の認定の可否について検討し、審査請求人世帯は課長通知第7の問56に該当しないと判断している。

したがって、処分庁は、審査請求人からの住宅扶助の特別基準の認定に関する申請について、審査請求人の病状を複数回調査し、嘱託医の意見を聴取するという慎重な手続を経た上で、ケース診断会議を実施し、審査請求人世帯の状況が課長通知第7の問56に該当しないと判断しており、その判断過程に不合理な点はない。

なお、処分庁はケース診断会議の開催後にC医療機関から適切な支援があれば転居は可能であるとの回答を得ているが、当該回答内容は病状調査の結果と同趣旨であり、ケース診断会議の判断過程に影響を与えるものではない。

以上のことから、令和3年3月8日のケース診断会議の結果に基づき行われた本件処分に違法又は不当な点はない。

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求には理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、本件審査請求は棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和5年5月16日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和5年7月4日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

住宅扶助の限度額は、保護基準別表第3の2に基づき定められているが、局長通知第7の4の(1)のオにおいて、「世帯人員別の住宅扶助の限度額によりがたい家賃、間代等であって、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるもの」については、一定の額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額

を認定して差しつかえないこととされている。

ここでいう「世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるもの」とは、課長通知第7の問56において、「世帯員に車椅子使用の障害者等特に通常より広い居室を必要とする者がいる場合、老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合又は地域において保護の基準別表第3の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める額（限度額）のうち、世帯人員別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の範囲内では賃貸される実態がない場合をいう。」と規定されている。

本件についてこれをみると、処分庁は、審査請求人の通院先に対し、病状調査を複数回実施した上で、嘱託医及び精神嘱託医の意見を聴取し、嘱託医からは支援があれば引越し作業や転居はできるという回答を、精神嘱託医からは時期を考えれば転居はできるという回答を得ている。これらを踏まえ、処分庁は令和3年3月8日にケース診断会議を実施し、審査請求人世帯の状況が課長通知第7の問56に該当しないと判断しており、その判断過程に不合理な点は認められない。

よって、処分庁が審査請求人の住宅扶助特別基準を認定しないと判断したことに違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第1部会

委員 大 脇 成 昭

委員 樋 口 佳 恵

委員 中 島 浩